

番号	市民等からの意見	事業者の見解
1	環境影響評価法改正で2012年4月1日からは「方法書」の前に「計画段階配慮書」が義務づけられ10月1日からは施行されている。呼応して名古屋市もアセス条例に配慮書を義務づけるため、2011年1月21日に市環境審議会に環境影響評価制度のあり方について調査審議を諮問し、2月9日からの市民意見募集を経て2012年5月11日に答申され、9月27日に市議会で可決され、10月4日に公布、来年4月1日施行と確定している。こうした時期に当の名古屋市があわてて駆け込み申請をして配慮書の手続きを省略するような姿勢は許されない。少なくとも中央新幹線のアセスのように、改正された市アセス条例を準用して、事業の必要性、妥当性、代替案の比較ができる配慮書の手続きから開始するべきである。	○富田工場の稼働は、「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」（平成20年3月）に基づき平成32年度の稼働を計画しております。 ○工事期間は約4年半（平成27年度中頃～平成31年度末）を見込んでおります。（工事期間につきましては、環境影響評価方法書10頁表2-3-3に記載しております。） ○工事期間等を考慮した結果、遅くとも平成24年10月には環境影響評価手続きに入らざるを得なかったため、環境影響評価方法書を提出いたしました。
2	p-2対象事業の目的で「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画…年間のゴミ処理量を、平成18年度の70万トンから、…平成32年度には54万トンとすることを目標としている。」とあるが、名古屋市のゴミ処理量の最新実績が記載されていないため、事業の必要性が検討できない。図2-2-1ゴミ処理量将来計画には2006年度の実績として70万トンがあるだけであり、その後は推定(期待)のゴミ処理量があるだけである。少なくとも2011年度までの実績を示し、この事業の必要性、処理能力の妥当性を判断できるようにすべきである。環境局の最新の事業概要では、名古屋市のゴミ処理量が平成19年度は68.3万トン、平成20年度は66.1万トン、平成21年度は63.3万トン、平成22年度は62.2万トンと順調に計画以上のごみ削減が進んでいる。名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画の数値目標p12では、中間目標として平成22年度は65万トン(市外分を含め67万トン)とされており、実績はそれを下回っている。	○ごみ処理の最新実績については、環境影響評価方法書36頁「第4章 4-1 (5) ⑤廃棄物等」に記載しております。また、「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」（平成20年 名古屋市）の進捗状況等については環境影響評価準備書へ記載いたします。 ○「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」において、平成32年度の焼却・溶融量は、名古屋市分54万トン、清須市・あま市（一部）2万トンの計56万トンとなっております。また、非容器包装プラスチックにおける資源化ルートの確立ができない場合等の不確定リスクを考慮すると4万トンを加える必要があると考えております。 ○「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」以降、北名古屋市・豊山町分3万トンのごみ処理を行うこととなりました。 ○ごみ焼却工場は、常に全ての焼却炉が稼働しているわけではなく、炉毎に計画的に定期整備工事を行うなど、滞りなくごみ処理を行えるよう年間の稼働率を7割としており、設備規模を算定する際には、季節変動などを加味して10%程度の余力を確保する必要があります。
3	p-2対象事業の目的で「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画…平成32年度には54万トンとすることを目標としている。」とあるが、市外分数量の内訳が不明である。名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画の数値目標p12では、平成18年度の現状70万トンは名古屋市とあま市及び清須市分であり、今後処理する北名古屋市及び豊山町分を含んでいない。ところが「北名古屋工場(仮称)及び富田工場の処理システムについて(平成24年10月)」では、平成32年度に必要となるごみ焼却能力として「挑戦目標である年間ごみ処理量54万トンの実現のためには、法律改正に基づく“拡大生産者責任”の導入が不可欠である。法律が改正されない場合のリスク等(4万トン)を考慮し、さらにあま市及び清須市分(2万トン)並びに北名古屋市及び豊山町分(3万トン)を加えると、平成32年度のごみ処理量は63万トンと推計される。北名古屋市及び豊山町分(3万トン)を加えると、平成32年度のごみ処	○以上を踏まえると、「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」において平成32年度に必要な設備規模は2,590トン/日となり、平成32年度に稼働している猪子石工場600トン/日、五条川工場560トン/日、鳴海工場450トン/日（他工場灰80トン/日を除く）を差し引くと980トン/日の設備規模が不足いたします。これに、北名古屋市・豊山町分の必要設備規模130トン/日を加えた1,110トン/日に対し、北名古屋工場（仮称）660トン/日、富田工場450トン/日を計画したものです。 ○北名古屋市・豊山町分は、ごみ処理の減量実績を考慮した基本計画である「北名古屋市一般廃棄物処理基本計画」及び「豊山町一般廃棄物処理基本計画」に基づいております。 ○これらのごみ処理施設の能力算定につきましては、環境影響評価準備書に

	理量は 63 万トンと推計される。また、季節変動を吸収するために 10%の予備能力を確保すると、平成 32 年度に必要なごみ焼却能力は、年間 69 万トン(設備規模 2,720 トン/日)となる。」とあり、第 4 次一般廃棄物処理基本計画の実質的改変がされているともとれる。まず、この資料の存在とこの内容を明記すべきである。また、名古屋市が処理している市外分のあま市、清須市、今後処理予定の北名古屋市、豊山町のゴミ処理の減量実績はどの程度であり、名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況に影響を与えないかどうかを記載すべきである。	記載いたします。																		
4	p-2 対象事業の目的で「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画…平成 32 年度には 54 万トンとすることを目標としている。」とあるが、「北名古屋工場(仮称)及び富田工場の処理システムについて(平成 24 年 10 月)」では、平成 32 年度に必要なごみ焼却能力は、年間 69 万トン(設備規模 2,720 トン/日)となる。」とある。ごみ処理量よりごみ焼却能力が大きいことはやむを得ないとしても、69 万トン/年÷2,720 トン/日=254 日となり、あまりにも稼働日数が多いため見直す必要がある。2010 年度は 62.2 万トンを 3,190 トン/日(五条川 560、猪子石 600、南陽 1,500、鳴海 530)で処理しているので、平均稼働日数は 195 日となっている。南陽工場に至っては 170 日しか稼働していない。																			
5	p-4 事業規模として、処理能力:450t/日とあるが、焼却炉の保守点検、修理等に要する時間も考慮した予備率も含め、その算定根拠を明記すべきである。このままでは、旧富田工場の 450t/日と変わらない。本当にこれだけの規模が必要なのか。たとえば、名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画 p68 では、平成 32 年度に不足する施設規模は、猪子石・五条川・鳴海工場の 1,610t/日に対して、南陽工場代替施設(北名古屋、富田更新、南陽更新)の必要規模は最大で 980t/日であり、北名古屋ごみ焼却場の計画 660t/日が追加されるので、富田更新と南陽更新あわせても 320t/日でいいことになる。つまり、今回の富田工場更新も平成 32 年度の南陽工場更新もそれぞれ 160t/日十分なことになる。 【図表 5-12】南陽工場代替施設の必要規模 <table> <tr> <th></th><th>施設目標</th><th>不確定リスクの勘案</th></tr> <tr> <td>焼却・処理量 A (市外分を含む)</td><td>55 万 t/年</td><td>60 万 t/年</td></tr> <tr> <td>稼働日あたり平均処理量 $B = A / \text{稼働日数}$</td><td>2,190 t/日</td><td>2,350 t/日</td></tr> <tr> <td>必要設備規模 $C = B \times \text{季節変動係数 1.1}$</td><td>2,410 t/日 (現状比 23%減)</td><td>2,590 t/日 (現状比 17%減)</td></tr> <tr> <td>既存工場設備の合計 (猪子石・五条川・鳴海) D</td><td colspan="2">1,610 t/日</td></tr> <tr> <td>不足する設備規模 C-D (富田工場を再稼働した場合)</td><td colspan="2">800 ~ 980 t/日 (350 ~ 530 t/日)</td></tr> </table>		施設目標	不確定リスクの勘案	焼却・処理量 A (市外分を含む)	55 万 t/年	60 万 t/年	稼働日あたり平均処理量 $B = A / \text{稼働日数}$	2,190 t/日	2,350 t/日	必要設備規模 $C = B \times \text{季節変動係数 1.1}$	2,410 t/日 (現状比 23%減)	2,590 t/日 (現状比 17%減)	既存工場設備の合計 (猪子石・五条川・鳴海) D	1,610 t/日		不足する設備規模 C-D (富田工場を再稼働した場合)	800 ~ 980 t/日 (350 ~ 530 t/日)		
	施設目標	不確定リスクの勘案																		
焼却・処理量 A (市外分を含む)	55 万 t/年	60 万 t/年																		
稼働日あたり平均処理量 $B = A / \text{稼働日数}$	2,190 t/日	2,350 t/日																		
必要設備規模 $C = B \times \text{季節変動係数 1.1}$	2,410 t/日 (現状比 23%減)	2,590 t/日 (現状比 17%減)																		
既存工場設備の合計 (猪子石・五条川・鳴海) D	1,610 t/日																			
不足する設備規模 C-D (富田工場を再稼働した場合)	800 ~ 980 t/日 (350 ~ 530 t/日)																			

6	富田工場の煙突から、約 200m くらいのところに住んでいます一般市民です。 3 年前、富田工場は稼働していなくて、南陽工場が修復の時にまた一時的に稼働しますというお話で引越して来ました。 11/17 富田工場説明会では、南陽工場の規模を 1/3 に縮小するということと、富田工場は 24h、年数もしばらくは稼働するような感じでしたが、どうなのでしょう？	○富田工場休止前の平成 20 年度に地元の皆様には、富田工場は平成 21 年 3 月に一旦休止し、南陽工場の設備更新に合わせて再稼働することをお伝えさせていただきました。 ○南陽工場は、本市の他のごみ焼却工場の 3 工場分の設備規模を有し、平成 32 年度までに市民の皆様や事業者の方々との協働により 1 工場分のごみ量を削減し、2 工場（北名古屋工場（仮称）及び富田工場）を整備する計画としております。 ○南陽工場の設備更新後には、老朽化する他のごみ焼却工場を順次整備していく計画としておりますので、富田工場は可能な限り長期間有効利用をしていきたいと考えております。
7	p-3 対象事業の内容として「既存建屋については解体せずにそのまま再利用し、内部の既存設備を解体・撤去、新規設備を設置する」とあるが、図 2-3-1 にある「存設備」は「既存設備」の間違いであるので修正したうえで、5 つの部分写真図に名称を追加記載し、焼却炉、廃熱ボイラ、排ガス処理設備、飛灰処理装置、排水処理装置など、どんな設備があり、それぞれ具体的に更新するのかどうかを明記すべきである。たとえば、ごみピット、排水処理装置の水槽などは既存建屋として再利用するのかなどの疑問があり、このままでは、方法書の調査項目、調査方法への意見が不十分なままとなる。	○環境影響評価方法書 3 頁 図 2-3-1 の「存設備」は「既存設備」の誤りでしたので、環境影響評価準備書で訂正いたします。 ○環境影響評価方法書 3 頁 図 2-3-1 は機械設備の一部を模式的にお示したものです。 ○ごみピットや排水処理設備の水槽などの既存建屋の一部を利用しているものは再利用し、焼却炉などの機械設備は更新いたします。 ○更新する設備につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。
8	p-3 対象事業の内容として「既存設備の撤去及び新規設備の設置は建屋内で可能な限り作業を行い、搬出入に関しては、屋根の一部を開口して行うことを考えており」とあるが、ダイオキシン類の飛散防止を考慮すれば、建屋内で可能な限り作業を行うのは当然であるが、屋根の一部開口を考える以上、どの施設のどの部分がどれだけの大きさで、なぜ撤去、搬入できないのか、わかりやすく説明すべきである。このままでは、方法書の調査項目、調査方法への意見が不十分なままとなる。	○詳細な工事計画は今後検討してまいります。予測・評価に必要な部分につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。
9	p-3 対象事業の内容として「搬出入に関しては、屋限の一部を開口して行うことを考えており」とあるが、その開口位置、大きさがわかりやすいように、平面図を追加し、かつ p7 の立面図に、必要性とともに記載すべきである。このままでは、方法書の調査項目、調査方法への意見が不十分なままとなる。	
10	p-17 事業予定地及びその周辺地域の概況で「事業予定地では、平成元年から富田工場が稼働しており、平成 21 年 3 月に休止した。平成 20 年度に行われた排ガス濃度等の測定結果は資料 2 にしめすとおりである。」とあるが、資料 2 は最終の平成 20 年度の測定結果だけではなく、主要な項目の経	○既存設備稼働時につきましては、適切なメンテナンスを行い、排ガス濃度等の基準を遵守するよう、維持・管理を行ってまいりました。 ○既存設備稼働時の平成 16～20 年度の主要な排ガス濃度の測定結果は以下のとおりです。

	年変化を示し、設備を更新せざるを得ない測定結果が出てきたのかを確認できるように追加すべきである。その上で本文にその評価を記載すべきであるし、測定結果に問題がなければ、その他のどんな部分でどんな不都合が出てきて更新が必要なのかを追加記載すべきである。更に、施設規模、構造、環境保全対策の内容、環境保全目標の内容と遵守状況など、旧富田工場の操業状況が分かるようにすべきである。たとえば、ダイオキシン類の排出濃度は2008年度は1号炉煙突0.011(2008.6.27)、0.0022(2009.1.16)、2号炉煙突0.000057(2008,5,13)、0.012(2008.10.17)など、市民がそれなりに安心できる数字があるはずである。	○測定結果につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。 <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">規制基準</th><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">測定結果</th></tr><tr><th>最大</th><th>最小</th><th>平均</th></tr><tr><td rowspan="20">排ガス濃度</td><td rowspan="5">ばいじん濃度</td><td rowspan="5">g/m³_N</td><td rowspan="5">0.08</td><td>H16</td><td>0.010</td><td>< 0.002</td><td>< 0.002</td></tr><tr><td>H17</td><td>0.003</td><td>< 0.002</td><td>< 0.002</td></tr><tr><td>H18</td><td>0.002</td><td>< 0.001</td><td>0.001</td></tr><tr><td>H19</td><td>0.005</td><td>< 0.002</td><td>< 0.002</td></tr><tr><td>H20</td><td>0.004</td><td>< 0.002</td><td>0.003</td></tr><tr><td rowspan="5">硫黄酸化物排出量</td><td rowspan="5">m³_N/h</td><td rowspan="5">7.924</td><td>H16</td><td>0.634</td><td>0.274</td><td>0.463</td></tr><tr><td>H17</td><td>0.562</td><td>0.428</td><td>0.513</td></tr><tr><td>H18</td><td>0.46</td><td>0.21</td><td>0.34</td></tr><tr><td>H19</td><td>0.835</td><td>0.407</td><td>0.590</td></tr><tr><td>H20</td><td>0.617</td><td>0.409</td><td>0.482</td></tr><tr><td rowspan="5">窒素酸化物濃度</td><td rowspan="5">ppm</td><td rowspan="5">250</td><td>H16</td><td>29</td><td>16</td><td>23</td></tr><tr><td>H17</td><td>55</td><td>20</td><td>28</td></tr><tr><td>H18</td><td>30</td><td>21</td><td>26</td></tr><tr><td>H19</td><td>71</td><td>36</td><td>58</td></tr><tr><td>H20</td><td>31</td><td>17</td><td>26</td></tr><tr><td rowspan="5">ダイオキシン類</td><td rowspan="5">ng-TEQ/m³_N</td><td rowspan="5">1</td><td>H16</td><td>0.023</td><td>0.012</td><td>0.016</td></tr><tr><td>H17</td><td>0.022</td><td>0.0060</td><td>0.012</td></tr><tr><td>H18</td><td>0.045</td><td>0.0039</td><td>0.016</td></tr><tr><td>H19</td><td>0.039</td><td>0.0034</td><td>0.016</td></tr><tr><td>H20</td><td>0.012</td><td>0.000057</td><td>0.0063</td></tr></table>	項目	単位	規制基準	年度	測定結果			最大	最小	平均	排ガス濃度	ばいじん濃度	g/m ³ _N	0.08	H16	0.010	< 0.002	< 0.002	H17	0.003	< 0.002	< 0.002	H18	0.002	< 0.001	0.001	H19	0.005	< 0.002	< 0.002	H20	0.004	< 0.002	0.003	硫黄酸化物排出量	m ³ _N /h	7.924	H16	0.634	0.274	0.463	H17	0.562	0.428	0.513	H18	0.46	0.21	0.34	H19	0.835	0.407	0.590	H20	0.617	0.409	0.482	窒素酸化物濃度	ppm	250	H16	29	16	23	H17	55	20	28	H18	30	21	26	H19	71	36	58	H20	31	17	26	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	1	H16	0.023	0.012	0.016	H17	0.022	0.0060	0.012	H18	0.045	0.0039	0.016	H19	0.039	0.0034	0.016	H20	0.012	0.000057	0.0063
項目	単位	規制基準					年度	測定結果																																																																																																	
			最大	最小	平均																																																																																																				
排ガス濃度	ばいじん濃度	g/m ³ _N	0.08	H16	0.010	< 0.002	< 0.002																																																																																																		
				H17	0.003	< 0.002	< 0.002																																																																																																		
				H18	0.002	< 0.001	0.001																																																																																																		
				H19	0.005	< 0.002	< 0.002																																																																																																		
				H20	0.004	< 0.002	0.003																																																																																																		
	硫黄酸化物排出量	m ³ _N /h	7.924	H16	0.634	0.274	0.463																																																																																																		
				H17	0.562	0.428	0.513																																																																																																		
				H18	0.46	0.21	0.34																																																																																																		
				H19	0.835	0.407	0.590																																																																																																		
				H20	0.617	0.409	0.482																																																																																																		
	窒素酸化物濃度	ppm	250	H16	29	16	23																																																																																																		
				H17	55	20	28																																																																																																		
				H18	30	21	26																																																																																																		
				H19	71	36	58																																																																																																		
				H20	31	17	26																																																																																																		
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	1	H16	0.023	0.012	0.016																																																																																																		
				H17	0.022	0.0060	0.012																																																																																																		
				H18	0.045	0.0039	0.016																																																																																																		
				H19	0.039	0.0034	0.016																																																																																																		
				H20	0.012	0.000057	0.0063																																																																																																		
11	p39 関係法令の指定・規制等の②廃棄物関係法令では、1)事業系廃棄物、2)建設廃材等の2項目だけであるが、今回の廃棄物処理施設そのものの規制、必要な手続きが欠落しているので追加記載すべきである。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）では「市町村は、…一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び…周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。…書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見を提出する機会を付与するものとする。」とされている。まずは、この内容を追加記載するとともに、	○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等の関係法令に基づく手続きにつきましては、適切に行ってまいります。																																																																																																							

	環境影響評価条例との関係も記載すべきである。「条例で定める」は「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」のはずであるが、第5章・一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続では、全国都市清掃会議が示した「一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例案(モデル条例)」「(環境影響評価との関係)施設の設置又は変更に関し、…〇〇市環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、…手続を経たものとみなす。」という規定もないため、環境影響評価条例の公告、縦覧等の手続とは別に、廃棄物処理法の公告、縦覧等の手続を行う必要があることになるが、この手続きをどのように行うのかを明確にすべきである。	
12	p77 環境の保全のための措置の検討で「(2)国、愛知県又は名古屋市による基準又は目標の達成に努める」ことを「目的として環境の保全のための措置を検討する」とあるが、いわゆる環境基準や規制基準、行政計画だけではなく、それらを参考に事業者の排出自主規制値、周辺環境の保全目標値を定め明記すべきである。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)で「市町村は、…一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、…第八条第二項各号に掲げる事項(筆者注:維持管理に関する計画など)を記載した書類及び…周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」とされ、事業者の自主目標である維持管理に関する計画は重要な意味を持つ。同じ第九条の三で「知事は…設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合しないと認めるときは、必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。」とされているほどである。この維持管理に関する計画を事業者の排出自主規制値、周辺環境の保全目標値として早い時期に公表し、意見を求めるべきである。	○維持管理に関する計画につきましては、環境影響評価書を提出後、準備が整い次第「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置届出とともに提出し、公表する予定としております。
13	近年では千音寺地区も住宅、住民が増え、0～14才の小さい子供の割合も多くなり、近くにはほとり中学校もあります。やはり将来にわたっての健康被害が一番、心配です。 稼働しはじめてから大気質、騒音・悪臭などの公害を生活していて感じる事があった場合は、一時停止させるなどして、対応して頂けるのでしょうか？ パソコンで方法書、閲覧しました。24時間運転ということですが夜間の騒音、機械音などはしないのでしょうか。65ホン以下でもいいのでは。排ガス濃度・ばいじん、土壌ダイオキシンなど、化学物質は前回、稼働していた時は最大値の値が、定量限界値を越えているものもありました。再稼働の際は環境基準をただクリアするだけでなく、煙突からの化学物質などが	○設備更新後の稼働時は市内の他のごみ焼却工場と同様に 24 時間連続運転を行います。工場に運転員が常駐して運転状態を監視し、周辺環境への影響が小さくなるよう努めてまいります。また、設備更新後の稼働時に大気質・騒音・悪臭などお気づきの点がございましたら、工場にご連絡頂ければ、状況を確認した後、適切な対応を行ってまいります。 ○現在でも本市のごみ焼却工場における排ガス濃度などは、民間の計量証明機関で測定し、その結果や維持管理状況につきましては公開しております。設備更新後の稼働時につきましても、インターネット等を積極的に利用して情報公開を進めてまいります。 ○周辺環境への影響が軽微となるような排出濃度等を設定し、環境影響評価準備書に予測・評価の結果を記載するとともに、設備更新後の稼働時は適

	最大時でも定量限界値を下回るように最新の技術で、より厳しく対策を徹底して頂きたいです。 名古屋市の調査だけでなく、第3の民間機関も独自で調査し、数値を測定して公開して環境問題に取り組んでいく、しくみ作りをしてほしいです。	切な運転・管理に努めてまいります。
14	そして、長期にわたっての工場運転は、子どもたちの将来的な健康被害の確率が高くなりますので、南陽工場が修復したら、停止するなど最短の運転をお願いしたいです。 南陽工場は海も近いですし、富田工場より民家も少ないと見受けられます。どうして縮小されるのでしょうか。 一例ですが、岡崎市では山の奥の民家のないところで一括して、ごみ処理をしています。 名古屋市の他のごみ処理場の近くも民家はこれ（富田地区）ほど、あるのでしょうか。 以前の富田千音寺地区とは違いますし、近くに大勢の人々が生活していることを忘れないで頂きたい。 お忙しいとは思いますが、市民の健康・住みやすい町作りをどうぞ宜しくお願い申し上げます。	○現在、南陽工場は市内の半分程度のごみ処理能力を有しており、南陽工場が停止しますと、ごみ処理が滞るリスクを抱えております。そこで、平成32年度に南陽工場を休止した際には、設備更新により規模を縮小して、本市のごみ焼却工場の設備規模の平準化を目指しております。 ○南陽工場の設備更新後には、老朽化する他のごみ焼却工場を順次整備していく計画としておりますので、設備更新後の富田工場は可能な限り長期間有効利用をしていきたいと考えております。 ○現在稼働している南陽、猪子石、五条川及び鳴海工場におきましても、地域の皆様のご理解を得ながら運転・管理を行っておりますので、富田工場につきましても、ご理解を頂けるように、適切な運転・管理に努めてまいりたいと考えております。
15	p-4「工場系排水及び生活排水は、排水処理装置で処理した後、処理施設内で極力再利用し、下水道放流とする。」とあるが、用水量のうち、どれだけが蒸発、炉内噴霧等で無くなり、排水量はどれだけか、また、再利用後に放流する濃度はどれだけかを明記すべきである。この排水量、水質は水質汚濁防止法などの総量規制、排水水規制がどのように適用されるかを定める重要な要素である。	○蒸発、炉内噴霧等の水量及び排水量につきましては現段階で確定しておりませんが、富田工場は合流式下水道に接続されており、水質汚濁防止法ではなく、下水道への排水基準が適用されます。 ○富田工場内で発生した工場系排水及び生活排水につきましては、排水処理装置で処理した後、富田工場内で極力再利用いたします。 ○排水につきましては、下水道への排水基準を遵守するよう適切な排水処理を行い、下水道放流することとしております。
16	p13～14 設備更新工事中を想定した配慮として「努める」の表現が多すぎる。設備更新工事中の事慮全体でわずか2ページ27項目の中に「努める」が12回も出てくる。努めさえすれば約束を守ったことになるのでは意味がない。もっと具体的に「する」と表現できる内容とすべきである。	○「努める」とした項目につきましては、可能な限り実施する方向で検討してまいります。
17	p15～16 施設の存在・供用時を想定した事前配慮として「努める」の表現が多すぎる。わずか2ページ21項目の中に「努める」が6回も出てくる。努めさえすれば約束を守ったことになるのでは意味がない。もっと具体的に「する」と表現できる内容とすべきである。	

18	p-13 設備更新工事中を想定した配慮として「使用する建設機械については、排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の採用に努める。」とあるが、名古屋市の仕様書の中では、国土交通省が指定した建設機械について「排出ガス対策型建設機械等を使用すること」と明記してあるはずであり、「努める」という表現は間違いである。	○工事中の建設機械につきましては、工事仕様書の中で、「国土交通省が指定した排出ガス対策型建設機械等を使用すること」と記載いたします。
19	p-13 設備更新工事中を想定した配慮として「「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(平成 22 年愛知県)に準じて、NOx・PM 法車種規制非適合車の使用抑制に努める。」とあるが、工事発注仕様書に使用しない旨を盛り込むことができるはずである。これは契約の発注者としての名古屋市の権利でもあり、意志決定すればすむことである。	○工事中の工事関係車両につきましては、可能な限り車種規制適合車を使用するよう指導してまいります。
20	p14 設備更新工事中を想定した配慮として「石綿の使用が判明し、石綿含有廃棄物が生じた場合は、使用している場合は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)」(平成 23 年環境省)及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従って適正に処理する。」とあるが、そもそも、現工場はアセスメントも行い、環境上の十分な配慮で建設されたはずであり、石綿を含有する建材を用いることはまず考えられないし、もし用いたとしても、どこにどれだけ石綿を使用しているかは、事業者の名古屋市が承知しているはずであり、その事実を記載すればすむ。この事前配慮で必要なことは p72 の調査、予測の手法を具体的に示し、調査の範囲、調査方法、除去対象などは、マニュアルに従うだけなのか、事業者として環境に配慮するさらなる方法を検討したのか、さらには、結果の公表はどうするのかなどを記載すべきである。 なお、「建設廃棄物適正処理マニュアル」は、発行責任者、発行年も記載されていないが、「日本産業廃棄物処理進行センター」が発行したものなら、最新版は、平成 23 年 3 月 30 日付通知で示された「建設廃棄物処理指針(平成 22 年度版)」及び平成 23 年 3 月 31 日付通知で示された「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)」と関係する法令・告示・通知・参考資料等を収載したものであり、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)」は重複しており、「建設廃棄物処理指針(平成 22 年度版)」を記載すればすむことである。	○飛散性石綿（吹付け石綿等）については、使用されていないことを確認しておりますが、非飛散性石綿（成形板等）については、富田工場竣工時は一般的な建材であったことから、使用されている可能性がありますので、これらにつきましても、解体時の作業方法や廃棄方法等配慮していきたいと考えております。 ○現地調査において、新たに飛散性石綿の使用が判明した場合には、その状況及び対応も含めて公表する必要があると考えております。 ○新たに判明した飛散性石綿及び非飛散性石綿の使用状況につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。 ○「建設廃棄物適正処理マニュアル」には、各種法令・告示・通知・参考資料等が記載されておりますので、これらも踏まえまして廃棄物を適正に処理していきたいと考えております。（「建設廃棄物処理指針」（平成 22 年度版）の発行責任者、発行年につきましては、環境影響評価方法書 14 頁に記載しております。）
21	p15 存在・供用時の事前配慮事項として「高度な排ガス処理装置・水処理装置を設置する。」とあるが、「高度」だけでは理解できない。ダイオキシン類の再合成防止や除去を図ることなど主たる目的を記載すべきである。また、既存の処理装置と比べてどこを改良するのも明記すべきである。	○ばい煙の排出に伴うダイオキシン類対策としては、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努めるとともに、排ガス処理を行うなど適正に管理してまいります。 ○現在でも本市のごみ焼却工場における排ガス濃度などの測定結果や維持管理状況につきましては公開をしております。設備更新後の稼働時についま

22	p15 存在・供用時の事前配慮事項として「高度な排ガス処理装置・水処理装置を設置する。」とあるが、高度な処理施設を設置すればすむわけではない。それぞれの施設の維持管理についても配慮事項を記載すべきである。たとえば、ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理、定期的な調査を実施、維持管理や周辺環境の測定結果に関する情報公開などを記載すべきである。	しても、インターネット等を積極的に利用して情報公開を進めてまいります。 ○既存の処理装置及び設備更新時の処理装置の比較につきましては、環境影響評価準備書への記載方法を検討してまいります。
23	p37 環境基準等の(ア)大気質で一般的な説明が3行しかないが、廃棄物焼却炉特有の問題が分かるようにすべきである。水銀については大気汚染防止法第18条の20～22(有害大気汚染物質対策の推進)に基づき、低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質で、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう施策を講じることとされている有害大気汚染物質248種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)として23種類がリストアップされている。この中に水銀が含まれており、大気環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値):水銀(水銀蒸気)0.04 μgHg/m3 以下(年平均値)が定められている。資料3では「指針値が定められている物質」として項目と値だけが記載してあるが、こうした情報を記載して指針値が環境基準に類する性格を有することを明記すべきである。	○指針値に関する説明につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。 ○排ガスの管理値につきましては、今後適切に設定し、維持管理に係る計画として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の設置届出とともに提出し、公表する予定としております。
24	p77 評価の手法で大気質のうち水銀については、環境基準こそないがそれに類するものとして、大気汚染防止法第18条の20～22(有害大気汚染物質対策の推進)に基づき、低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質で、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう施策を講じることとされている有害大気汚染物質248種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)として23種類がリストアップされている。この中に水銀が含まれており、大気環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値):水銀(水銀蒸気)0.04 μgHg/m3 以下(年平均値)が定められている。また、日本では排出ガスの規制はないが、EUでは焼却炉の排ガス規制値として0.05mg/m3 が定められており、全国各地でこの値を自主規制値としている。たとえば、2010年6月から7月にかけて、東京23区の4清掃工場(足立、板橋、光が丘<練馬区>、千歳<世田谷>)の5つの焼却炉で、排ガス中の水銀が自主規制値0.05mg/m3 を越えて検出され、焼却炉の稼働を中止した事例もある。こうしたことを参考に、排出ガスの自主規制値、周辺環境の保全目標値を定めるべきである。	

25	p37 規制基準等の(ア)大気質で一般的な説明しかないが、廃棄物焼却炉特有の問題が分かるようにすべきである。塩化水素については、大気汚染防止法第2条で有害物質にしていされ、第3条で排出基準が定められ、廃棄物焼却炉についてはHCl(塩化水素)・700mg/m ³ N以下とされている(大気汚染防止法施行規則・別表第3)。こうした情報こそ記載すべきである。	○排出基準に関する説明につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。 ○排ガスの管理値につきましては、今後適切に設定し、維持管理に係る計画として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の設置届出とともに提出し、公表する予定としております。
26	p77 評価の手法で大気質のうち塩化水素については、環境基準こそないが大気汚染防止法第2条で有害物質にしていされ、第3条で排出基準が定められ、廃棄物焼却炉についてはHCl(塩化水素)・700mg/m ³ N以下とされている(大気汚染防止法施行規則・別表第3)。また、塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設、塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽、活性炭の製造の用に供する反応炉では80mg/m ³ N以下とされている。こうした例を参考に排出ガスの自主規制値を定めるべきである。	
27	p53 自然的条件で大気質について、「富田支所では現在、ダイオキシン類の測定は行われていないが、平成19年度までは測定を行っていた。平成15～19年度の測定結果は…5年間とも環境基準を達成していた。なお、名古屋市内では4地点、あま市内では1地点で測定が行われており、平成23年度…全地点で環境基準を達成している。」だけを示しているが、既存データの調査としては不足している。廃棄物処理法で民間の一般廃棄物処理施設(第8条の2)と産業廃棄物処理施設(第15条の2)許可の基準等で「施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。」とされ、具体的には施行令第5条の3で「ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準であつて、…施設の過度の集中による生活環境への影響を勘案して環境大臣が定める」としている。民間の見本となるべき自治体は、率先してこの許可基準を遵守すべきであり、そのため、周辺の焼却施設の立地状況、ダイオキシン類の排出量を把握すべきである。少なくとも、ダイオキシン類の排出濃度については、毎年度、事業者が報告している結果をあま市分は愛知県、名古屋市分は名古屋市が「ダイオキシン類に係る事業者測定結果一覧(排出ガス)」として公表している。また、排出ガス量はそれぞれの施設の届出書に記載してある。調査対象区域分の事業所について記載すべきである。	○過去5年、調査対象区域内にはダイオキシン類特定施設を設置している事業者からの測定結果は報告されておりませんでした。 資料)「ダイオキシン類に係る事業者測定結果(平成19～23年度)」(名古屋市) 「平成19～23年度ダイオキシン類の環境調査結果及び発生源測定結果について」(愛知県)

愛知県公表(2012.10.23) 廃棄物焼却炉		ng-TEQ/m ³ N	
(株) 海部清掃美和営業所	あま市ニツ寺字上長 2-1	H23.11.7	0.73
中京油脂(株) 名古屋工場	あま市小橋方字南山西 146	H23.9.15	0.31
名古屋市五条川工場	あま市中重津字奥野	H24.1.25	0.000082 など
名古屋市公表(2012.6.15) 廃棄物焼却炉			
名古屋掖済会病院	中川区松年町 4-6 6	H23.5.9	5.7
名古屋市公表 製鋼用電気炉			
中部鋼板株式会社製造	中川区小雅通 5丁目 1番地	H23.11.27	0.012

28	p63 環境影響評価の項目の抽出で、大気質の硫黄酸化物については、施設の稼働時だけ選定してあるが、ディーゼルエンジンの軽油からの影響が大きいため、「工事関係車両の走行」と「建設機械の稼働」で環境影響評価の項目に追加すべきである。ちなみに武豊町の愛知臨海環境整備センターの最終処分場の環境影響評価でも項目に選定されている。	○「二酸化硫黄」は一般環境大気測定局（一般局）、自動車排出ガス測定局（自排局）ともに、環境基準を大きく下回っております。 <table><tr><td></td><td></td><td>日平均値の 2%除外値 (ppm)</td><td>環境基準 (ppm)</td></tr><tr><td>一般局</td><td>八幡中学校 (中川区)</td><td>0.004</td><td rowspan="2">0.04</td></tr><tr><td>自排局</td><td>テレビ塔 (中区)</td><td>0.005</td></tr></table> 資料)「平成 23 年度大気汚染常時監視結果」(平成 24 年 名古屋市) ○「道路環境影響評価の技術手法」(平成 19 年 国土技術政策総合研究所)には、「対象地域の二酸化硫黄の現況濃度が比較的高い場合若しくは高いと予想される場合に、項目を追加することとする。なお、比較的高い場合若しくは高いと予想される場合とは、日平均値の 2%除外値が環境基準の 1/2 以上になる場合が目安と考えられる」とあります。 ○市内の二酸化硫黄の測定結果から、比較的高い場合若しくは高いと予想される場合には該当しないと考えられることから、二酸化硫黄を環境影響評価の項目に選定しておりません。			日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 (ppm)	一般局	八幡中学校 (中川区)	0.004	0.04	自排局	テレビ塔 (中区)	0.005
		日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 (ppm)										
一般局	八幡中学校 (中川区)	0.004	0.04										
自排局	テレビ塔 (中区)	0.005											
29	p63 環境影響評価の項目の抽出で、環境要素の区分の大気質は、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、二酸化硫黄、塩化水素、石綿、ダイオキシン類、水銀の 7 項目しかないが、資-3 の環境基準でも紹介されている 2009 年 9 月 9 日に告示された「微小粒子状物質」の項目を追加すべきである。p66 の大気質の現地調査で「微小粒子状物質」を事業地内 1 地点で実施する計画となっておりこのままでは整合がとれない。	○「微小粒子状物質」につきましては、近年の環境基準設定の動向を踏まえ、事業予定地内での現地調査を予定しております。 ○「微小粒子状物質」は予測手法が確立されていないことから、予測は行わない予定ですが、環境影響評価準備書提出までに予測手法が確立された場合には予測を行うこととしております。(この内容につきましては、環境影響評価方法書 68 頁の注書きに記載しております。)											
30	p66 大気質の現地調査で「一般環境は事業予定地及びその周辺計 5 地点」とあるが、周辺 4 地点の内、p75 の現地調査地点図の南西側の地点は富田支所であることを明記すべきである。そうしないと「富田支所では常時監視測定局で測定を行っていない二酸化硫黄、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀を測定」の意味が不明となる。	○環境影響評価方法書 75 頁 図 5-3-1 の「一般環境調査(大気質)」の南西側は富田支所になります。 ○他の調査地点の名称につきましても環境影響評価準備書に記載いたします。											
31	p66 大気質の現地調査目的で「予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握」とあるが、現地調査の結果をどのように用いてバックグラウンド濃度を把握するのか不明である。計 5 地点のうち、1 年間の調査を行うのは、事業予定地の南西約 800m の富田支所の浮遊粒子状物質及び窒素酸化物だけであり、その他の項目はもちろん、事業予定地及び周辺 3 地点は全て	○バックグラウンド濃度につきましては、富田支所の測定結果及び現地調査結果を用い補正を行うなどして適切なバックグラウンド濃度を設定し、予測・評価を行ってまいります。											

	「四季について各1週間」の調査時期である。こうした年間四季各1週間のデータでバックグラウンド濃度をどのように設定するのか、最終的には富田支所のデータをそのままバックグラウンド濃度にしてしまうのではない。しかし、事業予定地と富田支所の間には国道302号(環状2号線)が存在し、夏季期と冬季では双方の傾向は異なる。そうしたことがないよう、意見が出せるようバックグラウンド濃度の設定方法を明記すべきである。	
32	p66、p73 大気質及び温室効果ガスの供用時の現地調査に、旧富田工場の排出源条件(排出ガス量、窒素酸化物排出量等)を追加して、更新設備により、どの程度の削減効果があるかを説明出来るようにすべきである。	○既存資料調査としまして、富田工場建設時の評価書(「名古屋市環境事業局富田工場(仮称)建設事業に係る環境影響評価書」(昭和60年5月))などを活用いたします。 ○設備更新による削減効果の説明につきましては、環境影響評価準備書への記載を検討いたします。
33	p69 振動の現地調査の調査事項で「路面平坦性」を追加すべきである。予測方法では路面平坦性が必要となってくる。整備基準と現状とは大きくかけ離れていることが多いため、現状の路面平坦性を測定しておくべきである。	○道路振動の予測においては、路面平坦性や地盤構造等が影響を及ぼすことから、現地調査での交通量による算出結果との差を確認いたします。 ○これらの影響を考慮して補正を加え、予測・評価を行ってまいります。
34	p13 設備更新工事中を想定した配慮として「工事中に発生する排水の低減に努める」とあるが、工事中の排水のほとんどは、掘削によるゆう出水の汲み上げであるため、地下水の汲み上げ量を少なくするための具体的な工法を選択的に採用すると明記すべきである。	○本事業につきましては、大量のゆう出水の発生を伴うような大規模な掘削作業は想定しておりません。 ○環境保全条例に基づく「地下水のゆう出を伴う掘削工事」の規制内容を環境影響評価準備書に記載いたします。
35	p38 規制基準等の(カ)地盤では、市条例は揚水許可しか記載がないが、今回の事業に係る可能性のある地下水のゆう出を伴う掘削工事についての規制内容をこの部分で記載すべきである。「第79条 地下水のゆう出を伴う掘削工事を施工する者は、周辺の地盤及び地下水位に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」、「第80条 規則で定める掘削工事(ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が78cm²を超える場合)を施工しようとする者は、…市長に届け出なければならない。」、「第81条 前条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、地下水のゆう出量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。」、最後に市長の責務(地下掘削工事に係る指導)として「第82条 市長は、地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地下掘削工事を施工する者に対し、工事の方法等について必要な指導及び助言を行うことができる。」を追加記載する必要がある。	

36	p65 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由で、「地下水」は「工事中の排水は、必要に応じて水処理装置を経て公共下水道に排水するため、周囲への影響は小さいと考えられる。」ということで環境影響評価の対象から除外しているが、掘削工事により膨大なゆう出水が予想され、汚染された地下水がそのまま放流されるおそれがある。現に p64 で「汚染土壌の飛散等の影響が考えられる」ため土壌を項目として抽出している。汚染土壌があればまず地下水が汚染されるため、周辺地下水の現地調査を実施し、工事による「ゆう出水」が本当に環境に影響を与えないかを真剣に検討すべきである。	
37	p63 環境影響評価の項目の抽出で、水質について何も抽出していないが、工事中及び存在・供用時のいずれでも、水質の有害物質等を選定すべきである。P65 で「施設稼働時の排水は、処理施設内で再利用し、公共下水道に排水するため、周辺への影響は少ないと考えられる。」とあるが、場内雨水に廃棄物からの有害物質が含まれる可能性があるため、その対策も含めて調査、予測、評価を行うべきである。	○廃棄物が雨水に触れないように、廃棄物の保管や灰の積み込みは屋内で行います。
38	P.15 生活環境保全・景観とあります。また都市計画に富田公園づくりとあります。 富田工場の方から富田公園に流れる服部川（服織橋）が、我が家の前にありますが、とても汚く景観が悪いです。ごみ処理場の近くで河川が近くにあると住んでいてイメージも悪いです。小さい河川の定ギは『岸辺の散歩を楽しめる』とありますが学生たちも住民も「きたない」といって歩いていて、とても楽しめません。タイヤ・ごみ・へどろがたまり、草もしげっています。区に電話すると1回だけそうじに来てくれました。が、その後、また汚れていきます。服部川は清掃の定期サイクルには組まれていないのでしょうか。最低でも年2回は川の中をきれいにして頂きたいです。できれば、富田工場から一番近いといってもいいぐらいの川ですので服織川を水域対象にして測定して頂きたい。千音寺地区は富田支所の数値より富田工場そのものの数値に近いと思います。偽りのない数値を公開して対応対策して頂きたいです。 春、あたたかくなると川が臭い、夏は川でウシガエルがうるさく、秋は近隣の畑の野焼きの煙で夜中も日中ものどがイガイガし、冬は川から小虫が大量発生するという1年サイクルで、とても名古屋市という、感じがしません。工場もそうですが、まず住みやすいように近隣の環境を整えて頂きたいです。	○富田工場内で発生した工場系排水及び生活排水につきましては、排水処理装置で処理した後、富田工場内で極力再利用いたします。 ○排水につきましては、下水道への排水基準を遵守するよう適切な排水処理を行い、下水道放流することとしており、環境影響評価項目には選定しておりません。 ○服部川やその周辺の環境に対してご意見をいただいた旨を関係部署にお伝えいたしました。
39	p38 関係法令の指定・規制等の(キ)土壌で、大規模な土地(3,000m2以上)の改変を行うので、土壌汚染対策法の内容だけでは不足である。名古屋市	○環境保全条例における特定有害物質等取扱事業者の規制内容につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。

	環境保全条例は法の不備を補って第 55 条(土地改変時の調査)で「特定有害物質等取扱事業者は、…(500m² 以上の)土地の改変を使用とするときは、土壤汚染等対策指針に基づき、当該改変に係る土地の土壤及び地下水の汚染の状況を調査し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。」としていることを記載すべきである。また、富田工場が特定有害物質等取扱事業者に該当するかどうかは微妙なところであるが、焼却場という性格から、カドミウム、六価クロム、鉛など 25 項目の特定有害物質を間接的に取り扱う事業所としてとらえ、調査を実施すべきである。更に、2004 年 2 月に旧鳴海工場解体時に土壤からダイオキシン類が 1200pg-T E Q/g と環境基準を超えて検出された事例もあることから、敷地内の特定有害物質及びダイオキシン類について土壤調査を調査すべきである。その結果、当該土地の土壤又は地下水が汚染され、又は汚染されているおそれがあるかどうかの判断や調査方針も示して実行すべきである。	○「土壤汚染対策法第 3 条第 1 項の土壤汚染状況調査について」(平成 15 年 5 月 14 日 環水土発第 030514001 号)において、ごみ焼却工場は有害物質の製造、使用又は処理に該当しないとされておりますが、廃棄物処理施設であった地歴も考慮し、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」及び「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づき、適切に調査いたします。 ○その調査結果につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。
40	p44 自然的条件で土壤汚染の状況について、「1)地歴、2)PCB、3)ダイオキシン類」の 3 項目が調査してあるが、事業予定地及びその周囲の調査対象地域では、土壤汚染対策法に基づく「要措置区域、形質変更時要届出区域」に指定されている区域の有無、廃棄物処理法第 15 条の 17 に基づく「廃棄物が地下にある土地」に指定されている区域の有無を追加すべきである。	○事業予定地及び調査対象区域内では「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)における要措置区域及び形質変更時要届出区域、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づく指定区域(廃棄物が地下にある土地)の指定はありません。 ○これらの内容につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。
41	p44 自然的条件で土壤汚染の状況 3)ダイオキシン類について、「調査対象区域内における調査結果」として、平成 14 年と 15 年の 3 地点で「全ての地点で環境基準を満たしている。」とあるが、年間にわずか約 4 地点の調査と少ないため、約 10 年前の調査結果しかない。土壤のように局地的な高濃度があり得る場合は、立地に当たり、詳細な特別調査が必要である。特に昭和 39 年(1964)、富田焼却所竣工以来、平成元年(1989 年)富田工場竣工、平成 21 年 3 月休止まで 35 年近く稼働していた古い焼却施設のため、周辺土壤にダイオキシン類が蓄積されていることは十分予想される。調査対象区域内だけではなく、事業予定地での調査結果をまとめて記載すべきである。p72 で土壤調査の「既存調査資料」として「事業予定地内での汚染の把握」とあるので、すでに基本的な土壤のダイオキシン類調査は実施しているはずである。	○これまで事業予定地内で土壤汚染調査を行ったことはないことから、環境影響評価方法書 72 頁の記載の通り、土壤の既存資料調査として「地歴調査」により「事業予定地における特定有害物質の使用状況を把握」することとしております。 ○今後実施する事業予定地内の土壤汚染調査結果につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。
42	p47 土壤汚染の状況でダイオキシン類についてだけが調査対象区域内のことを調査しているが、他の有害物質についても調査し、中川区 33 件とあま市内で過去に行政が記者発表した汚染事例を調査し、調査対象区域内での事例の有無、あればその紹介をすべきである。また、土壤汚染対策法に基づく区域の指定として、「要措置区域(法第 6 条)」、「形質変更時要届出区域(法第 11 条)」の有無も記載すべきである。また、事業予定地での調	○環境影響評価方法書 47 頁には、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第 2 版)」(平成 24 年 環境省)及び「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」(平成 21 年 環境省)の考え方を準用し、ダイオキシン類の状況についてのみ記載いたしました。 ○事業予定地及び調査対象区域内では「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)における要措置区域及び形質変更時要届出区域、「廃棄物の処理及

	査結果もまとめて記載すべきである。p72で土壌調査の「既存調査資料」として「事業予定地内での汚染の把握」とあるので、すでに基本的な土壌の特定有害物質調査は実施しているはずである。	び清掃に関する法律」第15条の17第1項の規定に基づく指定区域（廃棄物が地下にある土地）の指定はありません。 ○これまで事業予定地内で土壌汚染調査を行ったことはないことから、環境影響評価方法書72頁の記載の通り、土壌の既存資料調査として「地歴調査」により「事業予定地における特定有害物質の使用状況を把握」することとしております。 ○今後実施する事業予定地内の土壌汚染調査結果につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。
43	p63 環境影響評価の項目の抽出で、動物、植物、生態系が全て選定しないことになっているが、ほぼ3年間の休止は、動植物の定着に十分な時間である。工事中、存在・供用時ともに、最低限の現地調査を行い、必要なら何らかの措置をとるため、環境影響評価の項目として選定すべきである。	○現在も緑地の一部を剪定しておりますが、設備更新後の富田工場稼働時には、富田工場休止前と同様に剪定を行うなど、適切な維持・管理に努めていきます。 ○そのため、本設備更新事業による動物、植物等に対する影響に変化はないものと考えており、環境影響評価の項目として選定しておりません。
44	p43 「環境保全に関する計画」の名古屋市第3次環境基本計画をより具体的に「低炭素都市」の指標として、温室効果ガスの排出量を1990年(平成2年)と比べて2020年(平成32年)に25%削減すると数値目標を示していることを明記し、予測結果を評価する際の参考とできるようにすべきである。つまり1990年の1,620万トン-CO2を2,020年に1,215万トン-CO2にする目標が2009年実績は1,411万トン-CO2にしかっていないことを明記すべきである。	○「名古屋市第3次環境基本計画」における温室効果ガス削減目標及び実績につきましては、環境影響評価準備書に記載いたします。 ○温室効果ガス等につきましては、環境影響評価方法書に記載しているように工事中及び供用時について予測・評価を行ってまいりますが、評価につきましては「名古屋市第3次環境基本計画」における指標目標等を参考にしたいと考えております。
45	p59～60 自然的条件で温室効果ガス等で、平成21年度の部門別二酸化炭素排出量(計1411万トンCO2)を示し、運輸が30.8%を占めること、市内2箇所での二酸化炭素濃度が「天白区では年々増加している」ことが記載されているが、名古屋市第3次環境基本計画の低炭素都市の指標目標で排出量削減率を2020年度には1990年比25%削減としていること、その指標目標に対してどの程度の進捗状況なのかを追加記載して、今後の準備書の予測を評価する参考とすべきである。	
46	p77 温室効果ガス等の評価の手法が「(1)事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。」とあり、基準等との比較はしないことになっているが、少なくとも名古屋市第3次環境基本計画で、温室効果ガスの排出量を1990年の1,620万トン-CO2と比べて2020年に25%削減し1,215万トン-CO2とすることを低炭素都市の指標としているが、市環境白書で2009年実績は1,411万トン-CO2にしかっていないことを明記したうえで、施設建設、施設稼働がこの現状、目標に対してどのような影響を与えるかを評価すべきである。	

47	p77 評価の手法で緑地等は(1)と(2)で重複しており、環境基準や目標値があるかのような表現であるが、旧富田工場建設時の環境影響評価では、環境保全目標を「全敷地の 20%以上の緑地を確保し、緑に包まれた施設とする」とし、当時の緑地配置計画によって、緑化面積約 7,800 m²、緑化率約 30%を確保している。これは、富田工場の緑地が住宅地との緩衝帯として機能しているだけでなく、散策路やゲートボール場の配置など、地元の意向を踏まえて整備した緑地となっているものである。これらの経緯から現状の緑化率以上を確保することが必要であり、その旨を目標値として明確に記載すべきである。	○環境影響評価方法書 15 頁表 3-4-1(1)に記載しておりますように、「現状緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維持・管理」を行ってまいります。																																																												
48	p77 低周波音の評価の手法が「(1)事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。」とあり、基準等との比較はしないことになっているが、少なくとも低周波音苦情については、環境省の低周波音対応事例集(平成 20 年 12 月)で「低周波音苦情への対応のための参照値」という具体的な基準が提案されているのだから、「参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。」とはいえ、低周波音苦情への対応として定量的にも評価すべきである。 <table><tr><td colspan="15">低周波音苦情への対応のための参照値 (5～80Hz 及び G 特性音圧レベル)</td></tr><tr><td>1/3 オクターブバンド中心周波数(Hz)</td><td>5</td><td>6.3</td><td>8</td><td>10</td><td>12.5</td><td>16</td><td>20</td><td>25</td><td>31.5</td><td>40</td><td>50</td><td>63</td><td>80</td><td>G 特性</td></tr><tr><td>物的苦情に関する参照値</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>75</td><td>77</td><td>80</td><td>83</td><td>87</td><td>93</td><td>99</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>と身体に係る苦情に関する参照値</td><td></td><td></td><td></td><td>92</td><td>88</td><td>83</td><td>78</td><td>70</td><td>64</td><td>57</td><td>52</td><td>47</td><td>41</td><td>92</td></tr></table> (dB)	低周波音苦情への対応のための参照値 (5～80Hz 及び G 特性音圧レベル)															1/3 オクターブバンド中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	G 特性	物的苦情に関する参照値	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99				と身体に係る苦情に関する参照値				92	88	83	78	70	64	57	52	47	41	92	○低周波音の評価につきましては、「低周波音問題対応の手引書」(平成 16 年 環境省)の参照値を参考にしてまいりたいと考えております。
低周波音苦情への対応のための参照値 (5～80Hz 及び G 特性音圧レベル)																																																														
1/3 オクターブバンド中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	G 特性																																																
物的苦情に関する参照値	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99																																																			
と身体に係る苦情に関する参照値				92	88	83	78	70	64	57	52	47	41	92																																																
49	p77 評価の手法を「(1)事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。(2)環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。」として、該当する環境要素を示しているが、大気質、騒音、振動、悪臭、土壌、緑地等は(1)と(2)で重複しており両方の評価をすると理解できるが、低周波音、廃棄物等、温室効果ガス等、安全性については(2)の環境基準や目標値では評価しないことになっているが不十分である。それぞれの項目について、最低限守るべき規制基準や市の計画で目標が定められているものもあるはずであり、環境基準や目標値に準ずるものを真剣に探し出し、可能な限り定量的な予測と評価をすべきである。	○環境影響評価方法書で選定しました環境要素が定量的な予測及び評価が可能かをできる限り検討し、環境影響評価準備書を作成してまいります。 ○評価の内容につきましては、環境影響評価準備書に分かりやすく記載いたします。																																																												
50	p77 評価の手法で大気質は(1)と(2)で重複しており、全ての項目で環境基準や目標値があるかのような表現であるが、予測項目のうち、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄、ダイオキシン類は、それぞれ環境基準があるため(2)で評価することは当然であるが、まずそのことを明記し、環境基準のない塩化水素、水銀、解体工事中の石綿についてどう評価するのか																																																													

	明記すべきである。	
51	p77 評価の手法で騒音は(1)と(2)で重複しており、全ての項目で環境基準や目標値があるかのような表現であるが、予測項目のうち、建設中及び稼働時の交通騒音については、環境基準があるため(2)で評価することは当然であるが、道路に面する地域より更に緩い「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例環境基準を用いるのではなく、せめて道路に面する地域の環境基準を準用すべきである。また、環境基準のない建設機械騒音、施設稼働騒音についてはどう評価するのか明記すべきである。それぞれ規制基準があるが、評価は規制基準ぎりぎりまで認めるのか事業者として独自の厳しい目標を用いるのか明記すべきである。	○本事業による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否か、あるいは改善されているかについて適切に評価することを考えております。 ○評価の内容につきましては、環境影響評価準備書に分かりやすく記載いたします。
52	p77 評価の手法で振動は(1)と(2)で重複しており、全ての項目で環境基準や目標値があるかのような表現であるが、振動については環境基準は定められていない。「国、愛知県又は名古屋市による基準又は目標」とは何を考えているかを明記すべきである。建設機械振動、施設稼働振動については規制基準があるが、評価は規制基準ぎりぎりまで認めるのか、事業者として独自の厳しい目標を用いるのか明記すべきである。また、建設中及び稼働時の交通振動については、交通騒音のような環境基準がないが、まさか、振動規制法第16条の要請限度(道路管理者に対し…舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。)と比較するような非常識な評価はしないと信じるが、明記していないことに不安を感じる。	
53	p77 評価の手法で悪臭は(1)と(2)で重複しており、環境基準や目標値があるかのような表現であるが、悪臭については環境基準は定められていない。規制基準があるだけであるが、評価は規制基準ぎりぎりまで認めるのか、事業者として独自の厳しい目標を用いるのか明記すべきである。	

注) 同じ趣旨のご意見につきましては、まとめて事業者見解を述べている箇所もあります。